

## 熊本市病院事業運営審議会運営要綱

制定 平成27年 9月 9日病院事業管理者決裁

改正 平成29年12月12日病院事業管理者決裁

平成30年 4月 1日医事企画課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 熊本市病院事業の運営に関すること
- (2) その他重要事項に関すること

(組織)

第3条 審議会は、6名以上8名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療関係事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 病院運営に関する知識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前4号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を総理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は当該者に資料の提出を求めることができる。

(審議事項及び報告)

第7条 審議会は、病院事業の運営に対し、管理者から諮問を受けた事項について審議する。

2 審議会は、前項の審議の結果について、文書により管理者へ答申するものとする。

(事務局)

第8条 審議会の庶務は、病院局事務局医事企画課において行う。

(補則)

第9条 この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。